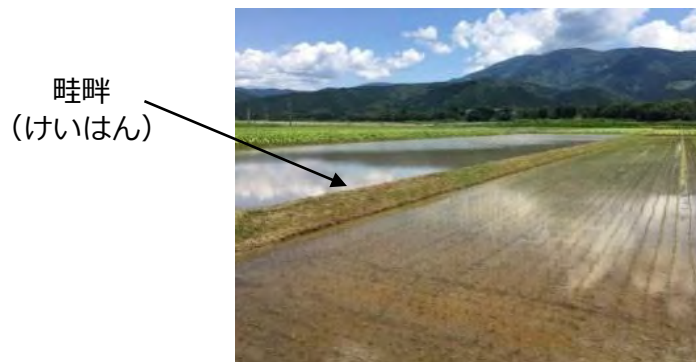


水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

○ H28. 4 予算執行調査の開始

○ H28. 6 予算執行調査の結果公表

- ・ 現況として米の生産ができない農地や米以外の生産が継続している農地を、交付対象から除外すべき
- ・ そのため、除外すべき基準を明確で具体的なものとし、各協議会で厳正な運用が行われるようにすべき



交付対象となっていた水田
(畦畔はない)

○ H29. 1 H29年度における見直し

- ・ 交付対象水田から除く農地の基準を設定
 - ① 湛水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ② 用水供給設備を有しない農地、又は、土地改良区内にあっては賦課金が支払われていない農地
- ⇒ 要綱に反映（H29. 4月1日付け政策統括官通知）

○ R3. 12 R3. 12に決定した方針

- ・ 現行ルールの再徹底
- ・ 転換作物が固定化している水田の畑地化を促すとともに、水稻と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促すため、現場の課題を検証しつつ、今後5年間（R4～R8）に一度も水張が行われない農地は交付対象水田としない方針